

益田の魅力を体感する交流の場づくり事業委託仕様書

1 委託業務の名称

益田の魅力を体感する交流の場づくり事業委託

2 委託業務の目的

新たな「移住・定住」推進プロジェクト事業の一環として、都市部の子育て世代のうち、益田市に関心を持つ人々を対象に、多様なライフキャリアを実現できる益田市の魅力を発信し、「ひとが育ち輝くまち益田」での暮らしを体感してもらうことで、移住・定住や益田市に関わるきっかけづくりを目的として実施する。

移住検討者や関係人口、地域のさまざまな世代の住民が集い、交流できる場を提供するとともに、移住・定住に関心のある方が安心して相談できるよう、必要な情報や窓口を紹介する場を設け、益田市の魅力を体感してもらう交流の場づくりを行う。

3 委託業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

(1) 交流の場の開設

- ・シェアスペースを週2回程度（いずれかは土日を含む）開設し、SNS等を活用した情報発信を行う。
- ・移住定住支援および関係人口に関する情報提供や相談窓口の紹介を行う。

(2) 交流イベントの開催

- ・契約期間内に4回以上の交流イベントを開催する。
- ・移住検討者や関係人口の増加を促すよう創意工夫を凝らしたイベントとする。
- ・移住検討者、関係人口、地域住民が参加可能な内容とする。
- ・多様なライフキャリアの実現できる益田市の魅力を感じられる内容とする。
- ・子育て環境を紹介するイベントを1回以上含めること。

(3) イベント実施に係る注意事項

参加費は無料とし、実費負担が必要な場合は募集時に明記すること。

(4) 実施業務

① 事前調整

契約締結後速やかに業務計画書を作成し、市と協議のうえ提出すること。

ア 業務概要

イ 実施体制及び連絡体制（緊急時を含む）

ウ 工程計画

エ その他

② 募集・とりまとめ

- ・ 広報方法を工夫し参加者募集を実施、参加者名簿を作成する。
- ・ 市が管理するサイトや SNS の活用は差し支えない（要事前調整）。

③ 講師の選定・調整

講師は市と協議のうえ選定し、日程調整、内容打合せ、謝金手続等を行うこと。

④ 開催準備・運営

物品や印刷物の準備、当日の司会進行やグループワークの進行を行うこと。

⑤ アンケート実施

各回アンケートを作成・配布・回収・集計・分析を実施すること。

⑥ 記録・広報

交流の場およびイベントの様子を写真・動画で記録し、報告書に添付すること。

⑦ その他

- ・ 市が開催する新たな「移住・定住」推進プロジェクト関連の連絡会議等には出席すること。
- ・ 受託者は、委託者に対して、定期または随時に業務の進捗状況や遂行上の問題点等について文書または口頭により報告するものとする。
- ・ 委託者は、前項の報告を受け事業の目的を達成するために必要と認められる場合は、受託者との協議により業務内容の一部を変更し指示することができる。

5 対象経費

委託契約の対象経費は、本事業の実施に必要と認められる経費（人件費、謝金、旅費、移動費、役務費、需用費、食糧費、賃借料、委託費）とする。

※事業全般にわたって以下の経費は委託金額の対象外とする。

- ・ 参加者の集合場所までの交通費、宿泊費及び研修対象外の食糧費
- ・ 国、地方公共団体の補助金、委託費等により既に支弁されている経費
- ・ その他、事業との関連性が認められない経費

6 委託成果品

- (1) 毎月 1 回、シェアスペース来所者及び開催した場合のイベント参加者の居住地・年代の実績報告書と、今後の活動計画書を提出すること。
- (2) 年度末には全体報告書を 1 か月以内にデータ及び紙媒体で提出すること。
- (3) 写真や動画データは DVD-R にて提出すること。

7 委託料の支払い

- (1) 受託者は、業務完了後、検査に合格したときは、委託料の支払を請求するものとする。ただし、業務委託を行うために必要であると委託者が認めたときは、受託者は概算払いを請求するこ

とができる。委託者は、請求があった日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

(2) 実績額が契約額を下回った場合は、その額をもって変更契約を行う。

(3) 業務により収入（収益）が発生した場合は、委託額から収入分を差し引いた額を変更契約とする。超過分の概算払いがある場合は返還する。

(4) 特段の理由なく著しく目標未達の場合は契約を解除し、概算払いの全額または一部を返還することがある。

8 秘密の保持等

受託者は、業務履行上知り得た個人情報やデータ等を第三者に漏洩してはならず、この義務は契約終了後も存続する。

9 再委託の禁止

業務の全部または一部の再委託は原則禁止とする。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得たときは、この限りでない。

10 著作権等

(1) 制作物に関する著作権者の権利（著作権法第 18～20 条）は行使しない。

(2) 著作権法第 21～28 条の権利は委託者に無償譲渡する。ただし協議の上、譲渡を行わない場合もある。その際も使用権と改変権は委託者に留保する。

(3) 譲渡前の著作権を第三者に譲渡しないこと。

(4) 第三者の権利を侵害しないことを保証し、必要手続を行うこと。

(5) 侵害により紛争が生じた場合は受託者の責任とする。

(6) 市から提供された既存情報の著作権は市に帰属する。

11 その他留意事項

(1) 提供された資料は業務目的以外に使用せず、業務終了後は返却し、機器から削除して報告すること。

(2) 市の条例・規則を遵守し、課題や改善提案等も行うこと。

(3) 業務進行にあたり、市と密に連絡を取り、必要に応じて打合せを行い、進捗状況を定期的に報告すること。

(4) 業務に必要な機器類は受託者が準備し、保守・管理を行うこと。

12 その他

(1) 仕様の詳細は、受託者決定後に市と協議の上で確定する。

(2) 本仕様書に定めのない事項は、その都度協議の上で決定する。